

平成26年第2回宇治田原町議会定例会

目 次

○第3日（平成26年6月23日）

議事日程（第3号）	59
日程第1 諸報告	61
日程第2 議案第8号撤回請求について	61
日程第3 宇治田原町農業委員会委員の推薦について	62
日程第4 議案第34号 宇治田原町税条例等の一部を改正する条例を制定する について	63
日程第5 議案第35号 宇治田原町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に 関する条例の一部を改正する条例を制定するについて	63
日程第6 議案第36号 指定管理者の指定について（宇治田原町奥山田ふれあ い交流館）	63
日程第7 議案第32号 宇治田原町いじめ再調査委員会設置条例を制定するに ついて	66
日程第8 議案第33号 宇治田原町教育委員会いじめ調査委員会設置条例を制 定するについて	66
日程第9 議案第31号 平成26年度宇治田原町一般会計補正予算（第2号）	67
日程第10 閉会中の継続調査の申し出について	69

平成26年第2回宇治田原町議会定例会

議事日程(第3号)

平成26年6月23日

午前10時開議

- 日程第1 諸報告
- 日程第2 議案第8号撤回請求について
- 日程第3 宇治田原町農業委員会委員の推薦について
- 日程第4 議案第34号 宇治田原町税条例等の一部を改正する条例を制定するに
ついて
- 日程第5 議案第35号 宇治田原町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関
する条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第6 議案第36号 指定管理者の指定について(宇治田原町奥山田ふれあい
交流館)
- 日程第7 議案第32号 宇治田原町いじめ再調査委員会設置条例を制定するに
ついて
- 日程第8 議案第33号 宇治田原町教育委員会いじめ調査委員会設置条例を制定
するについて
- 日程第9 議案第31号 平成26年度宇治田原町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第10 閉会中の継続調査の申し出について

1.出席議員

議長	12番	田中修	議員
副議長	1番	垣内秋弘	議員
	2番	上林昌三	議員
	3番	青山美義	議員
	4番	安本修	議員
	5番	今西久美子	議員
	6番	原田周一	議員
	7番	谷口重和	議員
	8番	山内実貴子	議員

9番	奥村房雄	議員
10番	内田文夫	議員
11番	稲石義一	議員

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

町長	西谷信夫君
副町長	田中雅和君
教育長	西出維久雄君
理事兼総務課長	山下康之君
理事兼企画・財政課財政課長	小西基成君
理事兼福祉課長	大江輝博君
理事兼建設・環境課建設課長	光嶋隆君
企画・財政課企画課長	奥谷明君
会計管理者兼 税務・会計課長	馬場浩君
戸籍・保険課長	長谷川みどり君
健康長寿課長	黒川剛君
建設・環境課環境課長	青山公紀君
産業振興課長	木原浩一君
上下水道課長	野田泰生君
教育次長	谷村富啓君
教育課長	清水清君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	久野村観光君
庶務係長	岡崎貴子君

開 会 午前10時00分

○議長（田中 修） 皆さん、おはようございます。

それでは、ただいまの出席議員は12名でございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

ここで、暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時01分

再開 午前10時08分

○議長（田中 修） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎諸報告

○議長（田中 修） 日程第1、諸報告を行います。

議長において受理いたしました要望書1件は、配付のとおりでございます。十分にご高覧いただきますようお願いいたします。

これで、諸報告を終わります。

◎議案第8号撤回請求について

○議長（田中 修） 日程第2、議案第8号撤回請求についてを議題といたします。

町長より、議案第8号撤回請求の説明を求めます。町長。

○町長（西谷信夫） それでは、提出議案の撤回につきまして、御説明を申し上げます。

平成26年3月6日付で提出いたしました議案のうち、閉会中の継続審査となっております議案第8号、宇治田原町まちづくり総合計画策定条例を制定するにつきましては、議案の撤回をいたしたく、宇治田原町議会会議規則第20条の規定により事件撤回請求をさせていただくものでございます。

本議案につきましては、地方自治法による基本構想策定の根拠規定が削除されたことを受け、これにかわるものとして条例の制定を提案させていただいたものでございますが、議会からのご指摘もいただく中、「まちづくり総合計画」策定ビジョン懇話会において、次期総合計画の策定方針並びに全体構成等について検討いただいております。

その検討結果といたしまして、6月10日付で提出いただいた宇治田原町第5次まちづくり総合計画の策定方針等に関する提言書の提言内容を踏まえ、慎重に協議しましたところ、さらに検討を加え、見きわめる必要があるとの判断に至りましたことから、今回、議案の撤回をさせていただきたいと存じます。

よろしくお取り計らいいただきますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（田中 修） お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第8号撤回請求を許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 異議なしと認めます。よって、議案第8号撤回請求を許可することに決しました。

◎宇治田原町農業委員会委員の推薦について

○議長（田中 修） 日程第3、宇治田原町農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

今回、宇治田原町農業委員任期満了に伴い、選任による委員の推薦が必要となりました。農業委員会等に関する法律第12条第2号及び宇治田原町農業委員会の選任による委員の議会推薦委員に関する定数条例に基づき、3人の方を推薦することになっております。

お諮りいたします。推薦の方法につきましては、指名推選にいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 異議なしと認めます。よって、推薦の方法は、指名推選とすることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

それでは、名簿を事務局より配付いたします。

配付が終わりましたので、農業委員会等に関する法律第12条第2号及び宇治田原町農業委員会の選任による委員の議会推薦委員に関する定数条例に基づき、議会推薦の農業委員に、京都府綴喜郡宇治田原町大字奥山田小字宮垣内127番地の1、小山忠成氏、京都府綴喜郡宇治田原町大字立川小字段橋67番地、山中茂治氏、京都府綴喜郡宇治田原町大字南小字岡之藪13番地、西川栄・氏、以上の3名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました3名の方を農業委員会委員に推薦することについて、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 異議なしと認めます。よって、農業委員会委員に、小山忠成氏、山中茂治氏、西川栄・氏の3名を議会推薦農業委員とすることに決しました。

◎議案第34号～議案第36号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長(田中 修) 日程第4から日程第6、議案第34号から議案第36号の3議案を一括議題といたします。

3議案につきましては、6月6日の会議で総務産業常任委員会に付託を行っておりますことから、総務産業常任委員会委員長の報告を求めます。総務産業常任委員会委員長、上林昌三君。

○総務産業常任委員会委員長(上林昌三) 皆さん、おはようございます。

それでは、総務産業常任委員会に付託されました3議案について、順次、委員長報告を申し上げます。

初めに、議案第34号、宇治田原町税条例等の一部を改正する条例を制定するについては、審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

主な質疑といたしましては、町民に対しての影響はどの程度かとの質疑があり、まず、法人町民税の法人税割についての影響額は、平成26年10月1日以降が対象となることから、平成26年度分について影響はないが、27年度マイナス1,200万円、28年度マイナス1,600万円を見込んでいる。また、軽自動車税の税率の引き上げについては、27年4月1日施行とされることから、27年度約150万円、28年度約220万円の影響額を見込んでいる。軽自動車税の13年を経過する重課については、市町村は車両の初度登録年月日、すなわち初年度登録年月日を把握しておらず、影響額については、現時点では把握できないが、軽自動車検査協会よりデータの提供を受け課税することとしている。固定資産税の課税標準の特例率を定める規定については、平成26年度の課税においては、対象となる償却資産の課税対象はなかったとの答弁がありました。

次に、議案第35号、宇治田原町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を制定するについては、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

主な質疑といたしましては、消防団員の処遇改善としていろいろと改定されてきているが、関連して消防団員の装備品等においては、今後どのように考えていくのかとの質疑があり、現在、国においても調査中である。積極的に国に申請していくこととしており、町としても安心・安全が基本であると考えている。今後においては議会へ提案も含めて検討しているところであるとの答弁がありました。

次に、議案第36号、指定管理者の指定について（宇治田原町奥山田ふれあい交流館）も、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

主な質疑といたしましては、指定管理者に委託するに当たり、施設の整備は完了しているのかとの質疑があり、平成25年度事業として整備できている。管理経費は基本的に委託費の範囲での対応を考えているが、今後問題が発生する場合には、運営状況を見る中で地元と協議していきたいとの答弁があったところです。

以上で、委員長報告を終わらせていただきます。

○議長（田中 修） ただいま報告のありました3議案について、一括して委員長報告に対する質疑を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 質疑なしと認めます。

日程第4、議案第34号、宇治田原町税条例等の一部を改正する条例を制定するについて討論を行います。ございませんか。安本君。

○4番（安本 修） ただいま議題となっております議案第34号、宇治田原町税条例等の一部を改正する条例を制定するについて、反対の立場から討論を行います。

反対理由の第1は、法人住民税の法人税割の税率を引き下げ、これを地方法人税として国税化し、地方交付税財源に充てるというものであり、その分、本町にとっては減収になります。幾分かは交付税として還元されると言われておりますけれども、どうなるかは未定で、全額が還元される裏づけはありません。

地方財政危機打開や自治体間の格差是正は、既存の交付税財源の法定率引き上げ等、政府の責任において財源保障し、調整すべきものであります。

第2は、原動機付自転車と二輪及び四輪の軽自動車等について、その税金を値上げしようとするもので、宇治田原町のように鉄軌道のない町にとって車は生活必需品であり、特に軽自動車は、高齢者や低所得者、零細自営業者や農家の方々の生活や営業を支えるものとなっており、増税は庶民の生活に大きな影響を及ぼします。

町長は、政府の法改正に従うだけで何の批判的な視点も持たず、増税のしわ寄せを住

民に押しつけ、また本町の財政をもますます危うくしかねない提案をみずからされております。法律には従わなければなりません、その評価や分析、見解等を明らかにし、政府に対してもっと声を上げるべきであると考えます。

以上の理由から反対といたします。

○議長（田中 修） ほかに討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） これで討論を終わります。

これより、議案第34号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（田中 修） 挙手多数。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

日程第5、議案第35号、宇治田原町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて討論を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 討論なしと認めます。

これより、議案第35号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（田中 修） 挙手全員。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

日程第6、議案第36号、指定管理者の指定について（宇治田原町奥山田ふれあい交流館）について討論を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 討論なしと認めます。

これより、議案第36号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（田中 修） 挙手全員。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

◎議案第32号及び議案第33号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（田中 修） 日程第7及び日程第8、議案第32号及び議案第33号の2議案を一括議題といたします。

2議案につきましても、6月6日の会議で文教厚生常任委員会に付託を行っておりますことから、文教厚生常任委員会委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員会委員長、稲石義一君。

○文教厚生常任委員会委員長（稲石義一） それでは、文教厚生常任委員会に付託されました2議案について、順次、委員長報告を申し上げます。

初めに、議案第32号、宇治田原町いじめ再調査委員会設置条例を制定するについては、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

主な質疑といたしましては、学校と教育委員会、町長部局が入って適切な処理を行うこととなるが、うまくシステムが機能するのか。それぞれの立場からの見解を伺いたいとの質疑があり、教育委員会としては、日常から各学校において、いじめはいつでも、どこでも起こり得るという緊張感を持ち、いじめを早期に発見し、早期に対応することが大事と考えている。学校現場でどのようないじめが行われているのかを迅速に報告してもらおう中、それを受け、教育委員会として、生命につながる重大なものかどうか、しっかりと判断したい。また、いじめに対する危機感を教職員に持ってもらい、適切な対応ができるよう、教育委員会として現場の指導に努めたい。決して隠蔽することのないように心して取り組んでいきたい。組織ができたので、これに沿って対応していきたいとの答弁があり、また、町当局としては、教育委員会からの報告を常に受ける中、重大事態が発生し、調査の必要が生じた場合をはじめ、保護者からの求めにより再調査を行っていく。また、再調査の結果を踏まえ、町長がみずからの責任において重大事態に対処することとしているとの答弁があったところです。

次に、議案第33号、宇治田原町教育委員会いじめ調査委員会設置条例を制定するについても、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

主な質疑といたしましては、現時点で30日以上休んでいる不登校児童・生徒は何人いるのか。また、不登校の原因はいじめでないのかとの質疑があり、4月以降において不登校は4名いる状況であるが、原因はいじめではないとの答弁があったところです。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（田中 修） ただいま報告のありました2議案について、一括して委員長報告に対する質疑を行います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 質疑なしと認めます。

日程第7、議案第32号、宇治田原町いじめ再調査委員会設置条例を制定するについて討論を行います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 討論なしと認めます。

これより、議案第32号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(田中 修) 挙手全員。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

日程第8、議案第33号、宇治田原町教育委員会いじめ調査委員会設置条例を制定するについて討論を行います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 討論なしと認めます。

これより、議案第33号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(田中 修) 挙手全員。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

◎議案第31号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長(田中 修) 日程第9、議案第31号を議題といたします。

議案第31号につきましても、6月6日の会議で補正予算特別委員会に付託を行っておりますことから、補正予算特別委員会委員長の報告を求めます。補正予算特別委員会委員長、内田文夫君。

○補正予算特別委員会委員長(内田文夫) それでは、補正予算特別委員会に付託をされました議案につきまして、委員長報告を申し上げます。

議案第31号、平成26年度宇治田原町一般会計補正予算(第2号)は、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

主な質疑といたしましては、観光振興計画策定事業について、単年度から2カ年事業

に変更し、債務負担行為に置きかえており、本計画は本町にとって初めての策定となるが、現在、一定の目標を掲げているのかとの質疑があり、今後において、観光客数等の実態調査を行う中で目標を策定していきたいとの答弁がありました。

また、策定に当たり町長の意気込みについて質疑があり、初めての計画であるが、組織的に室を設置したところであり、本町の強みを生かす中で、あらゆる年齢層の方々に来町を願えるような観光地を目指したいとの答弁があったところでもあります。

通級指導教室運営事業については、従前から発達障がいなどを持つ児童も対象であったのかとの質疑に対し、これまでは言語障がいに係る通級教室であったとの答弁がありました。

また、今年度の想定人数についての質疑があり、現段階では保護者の意向もあり確定をしていないが、学校より対象児童は10名程度と報告を受けているとの答弁がありました。

現在、学校に設置している特別支援加配との関係及び教室への保護者の送迎について質疑があり、学級担任、特別支援加配等との連携を十分図る中で通級指導教室の運営を行っていききたい。また、通級の送迎については、従来どおり保護者の送迎を基本的に考えているとの答弁があったところでもあります。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（田中 修） ただいま報告のありました議案第31号について、委員長報告に対する質疑を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 質疑なしと認めます。

日程第9、議案第31号、平成26年度宇治田原町一般会計補正予算（第2号）の討論を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 討論なしと認めます。

これより、議案第31号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（田中 修） 挙手全員。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

◎閉会中の継続調査の申し出について

○議長（田中 修） 日程第10、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

各委員長より、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。本件は、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 異議なしと認めます。よって、本案は各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査に付することに決しました。

お諮りいたします。以上で今期定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。よって、本日をもって閉会いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 異議なしと認めます。よって、これをもって平成26年第2回定例会を閉会いたします。

閉 会 午前10時37分

○議長（田中 修） ここで、町長より発言を求められておりますので、これを許します。町長。

○町長（西谷信夫） 6月定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

去る6月6日に開会されました平成26年第2回定例会も、本日をもちまして閉会となりましたが、議員各位におかれましては、公私ともお忙しい中、本会議や委員会にご出席をいただきまして大変ありがとうございました。

おかげをもちまして、今定例会に上程させていただきました平成26年度一般会計補正予算（第2号）をはじめとする全ての議案につきまして、原案どおりご可決いただきまして、まことにありがとうございます。また、今回、常任委員会及び特別委員会で大変お世話になりました正副委員長様には厚くお礼を申し上げます。

ご可決いただきました予算や条例につきましては、今後、適正な実施に努めてまいりますとともに、今期中に受けました一般質問や各常任委員会などで賜りましたご意見、ご要望などにつきましては、十分検討させていただきまして、そういった中で今後の町政の進展に生かしてまいりたいと考えておるところでございます。

ことは、平年より3日早い梅雨入りとなりましたものの、雨量が非常に少ない状況が続いておりますが、昨年この時期には100ミリを超える豪雨が発生したところで

あります。

昨年8月には、全11地区におきまして自主防災組織の発足が完了し、自分たちの地域は自分たちで守る考え方に立って、各地域において防災訓練が実施されておるところであり、行政といたしましても住民の皆様が安心して安全に生活が送れるよう、災害防止対策の強化を図るなど、梅雨期の防災・防御に危機感を持って備えてまいらなければならないと考えておるところでございます。また、議員の皆様、住民の皆様のご協力を得ながら、引き続き、災害時における対応が円滑に行えるよう、対策に取り組んでまいりたいと考えておりますので、今後ともご指導賜りますようによろしくお願いを申し上げます。

これからも天候不順な日が続き、また、日に日に夏の暑さに向かってまいりますが、議員各位におかれましては、どうか健康には十分ご留意いただきまして、宇治田原町政の進展のために、ますますご活躍をいただきますようお願いを申し上げます。閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。大変ご苦労さまでございました。ありがとうございます。

○議長（田中 修） それでは皆さん、ご苦労さまでございました。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 田 中 修

署 名 議 員 青 山 美 義

署 名 議 員 山 内 実 貴 子